

## 意見聴取シート

### No. 1

1 項 目	各相談部門の一体化，障害福祉コンシェルジュの配置，総合ホットラインの新設
2 目 的	<p>(基本構想から)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 身体，知的，精神の相談部門を一体化することで，高次脳機能障害者支援及び発達障害者支援の機能も加え，障害のある方の専門相談のワンストップ化を実現する。</li> <li>○ 障害福祉コンシェルジュを新たに配置し，重複障害のある方等，相談者のニーズを総合的に把握することにより，相談者に寄り添った支援につなげる。</li> <li>○ どこに相談すればよいかわからない人の相談の第一歩として，専用電話等による総合ホットラインを新たに設置し，生活のしづらさや子育て不安等，あらゆる障害者相談，児童相談を受け付ける。さらに，相談内容に応じて，それぞれの障害特性や児童福祉を熟知している各専門職員が，迅速な支援につなげる。</li> </ul>
3 検討の視点と整備に際しての基本的な考え方(案)	<p>1 各相談部門の一体化（専門相談のワンストップ化）</p> <p>3施設が一体化した施設（以下「新施設」という。）は，専門的な相談を扱う。このため，ワンストップ化には，次の視点が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 新施設において実施する施策の情報が，最初の相談窓口に一元的に集約されていることが必要</li> <li>(2) 最初の窓口から必要な部署への円滑な誘導ができることが必要</li> <li>(3) 新施設では，専門的な相談を行うが，一方で，区役所が窓口となるものなどの身近な一般相談，あるいは他の実施機関が行う相談については，適切に，当該実施機関へつなぐことが必要</li> </ul> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 考えられる方策</li> <li>ア 総合相談窓口の設置 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上記(1)を担う最初の相談窓口として，総合相談窓口を置く。</li> </ul> </li> <li>イ 各部署にも相談窓口を設置し，総合相談窓口と連携 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総合相談窓口は，1階メインエントランス付近など，わかりやすい場所に設置する。</li> <li>・ 各部署の相談窓口を周辺部に配置し，総合相談窓口からのわかりやすい動線を設ける。</li> </ul> </li> <li>ウ 総合相談窓口は，区役所等，他機関へのつなぎも実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総合相談窓口においては，障害保健福祉及び児童福祉に関連する全般的な情報をも集約する。</li> <li>・ 身近な一般相談，他の実施機関が行う相談等についても，当該機関への適切なつなぎを行う。</li> </ul> </li> </ul> </div>

	<p>2 障害福祉コンシェルジュの新たな配置</p> <p>○ 考えられる方策</p> <p>ア 上記1に記載の総合相談窓口の機能を「障害福祉コンシェルジュ」と位置付ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害福祉コンシェルジュ機能は、情報の集約、相談者への案内、新施設内の各部署及び他の実施機関との連絡調整等の機能を総合的に担うもの</li> </ul> <p>3 総合ホットラインの新設</p> <p>○ 考えられる方策</p> <p>ア 総合ホットラインは、あらゆる障害者相談、児童相談に対応するものであるため、これらの情報を一元的に集約する総合相談窓口内に設置する。</p>
4 参 考	

意見聴取シート

No. 2

1 項 目	相談しやすい窓口等，市民の利便性の向上
2 目 的	<p>(基本構想から)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ どのような時に一体化後の施設を利用していただけるかをわかりやすくお知らせすることはもちろん，施設内では，相談窓口をわかりやすく提示し，利用者がスムーズに利用できる工夫を行う。</li> <li>○ 現行のそれぞれの相談専用回線に加えて，どこに相談すればよいかわからない人の相談の第一歩となる総合ホットラインの新設をはじめ，相談しやすい窓口とする。(再掲)</li> </ul>
3 検討の視点と整備に際しての基本的な考え方(案)	<p>1 わかりやすい(相談しやすい)窓口等</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 施設を利用される前の段階において，どういった機会に利用できるのか，広く市民の皆様へ，新施設において実施する施策を知っていただくことが必要</li> <li>(2) 市民が実際に新施設へ来られた際には，市民の方が戸惑われることなく，必要な相談につなげていくことが必要</li> <li>(3) 市民の方が，気軽に相談の第一歩が踏み出せる開かれた施設とすることが必要</li> <li>(4) 行政だけではなく，障害や児童の問題に関わる事業者や団体，市民の皆さんの取組についても，利用者が広く知ることができる仕組みが必要</li> </ol> <p>○ 考えられる方策</p> <p>ア 新施設において実施する施策情報の積極的な広報，周知</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民しんぶんなどの本市広報媒体における新施設の紹介，「新施設からの便り(仮称)」の作成・配布によるわかりやすい施設案内などの広報を積極的に行う。</li> <li>・関係機関に対し，三施設で行う施策を積極的に周知する。</li> </ul> <p>イ 総合相談窓口と各窓口との相互連携によるわかりやすい案内</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総合相談窓口は，相談者が各部署の相談窓口へ向かわれる際には，あらかじめ，各部署に情報を伝え，相談者が戸惑われることがないように連絡体制を構築する。</li> </ul> <p>ウ 間口の広い，障害のある方もない方も訪れることができる施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・カフェや，子どもの遊び空間，市民同士などで気軽に会話や簡単な会議ができるスペース，障害者アートを活用したギャラリー空間など，障害のある方もない方も，広く市民が集い，交流できるスペースを3施設共同の「交流ゾーン」として設置する。</li> </ul> <p>エ 交流ゾーンにおける情報発信</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・交流ゾーンでは，新施設において実施する施策の内容だけでなく，障害，児童に係る様々な情報を発信するスペースを設け</li> </ul>

る。

- ・情報発信のスペースは、新施設の情報だけでなく、障害者や児童の問題に関わる民間事業者、団体、市民の皆様などの日ごろの活動についての出張ブースの出展や、情報の発信を行う。本市と事業者、団体、市民の皆さんが共同して、幅広い情報を発信することで、「**障害者、児童の情報の発信拠点**」としていく。
- ・また、障害者情報の発信拠点において発信された幅広い情報は、障害福祉コンシェルジュを中心に総合相談窓口に蓄積する。これを3施設をはじめとする関係機関や、関連する民間事業者、団体、市民の皆さんに、「新施設からの便り（仮称）」や個別の周知などを通じてフィードバックすることにより、関係者が広く全体として成長することができる「**障害者、児童の情報の受信拠点**」としていく。

## 2 その他の市民の利便性の向上のための工夫

利用者の入口や動線にも工夫が必要

（総合ホットラインについては、意見聴取シートNo.1において検討）



- (1) 入口は、利用者にわかりやすいことだけでなく、幅広い年齢層、様々な障害のある方の利用に対応できることが必要
- (2) 利用者が迷いにくく、誘導しやすい動線とすることが必要
- (3) 施設への来所手段についても考慮が必要



### ○ 考えられる方策

#### ア エントランスの複数設置

- ・新施設には、利用者が各階へのスムーズな移動が可能となるよう、正面側にエントランスを複数設置する。
- ・エントランスは、幅広い年齢層、様々な障害者の利用に対応し、複数個所を設置して、利用者の特性に応じた使い分けができるようにする。

#### イ 職員・関係者等専用の入口の設置

- ・新施設には、エントランスとは別に、職員や関係者、一時保護所への動線などを想定した「職員・関係者等専用の入口」を設置する。

#### ウ 回遊性の高い建物動線の設定

- ・各階について、例えば「ロ」の字型の廊下の配置など、回遊性の高い動線を設けることで、行き止まりがなく、迷わない、誘導しやすい利用者動線とする。
- ・回遊動線の内側に事務室を設け、利用者エリアに対して壁など

	<p>がなく開かれた構造とすることで，常に利用者と職員との間で目が届き，相互に尋ねやすく，職員と利用者の距離が近い配置とする。</p> <p><b>エ 適切な駐車台数の整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自家用車等での来所が必要な方のため，施設には適切な駐車台数を確保する。</li> </ul> <p><b>オ 送迎バス運行の検討</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄道駅からのアクセスの利便を考慮し，送迎バス運行の検討を行う。</li> </ul>
4 参 考	



## 意見聴取シート

### No. 3

1 項 目	各相談部門における支援情報の共有，児童福祉センター支援部門の密接な連携
2 目 的	<p>(基本構想から)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 相談部門で把握する相談者の支援内容等の情報を共有する。これにより，障害児施策から障害者施策へ速やかに引き継ぐ。また，重複障害の方にも，それぞれの障害において個別に状況をお聞きする必要がなくなる。さらに長期的な観点から，相談者のライフステージの変化や状況に適確に対応する。</li> <li>○ 児童分野の担当職員と精神保健福祉分野の担当職員がより密接に連携することにより，アルコール・薬物・ギャンブル依存症を抱えている親による児童虐待に対しては自助組織等に積極的につなぐなど，虐待の背景にある要因に踏み込んで，子どもだけではなく保護者の抱える課題の解決に取り組む。また，例えば，発達障害とうつ病等が合併する事例にも，両分野間での情報共有，情報交換等により，早期に適切な援助が受けられるように対応する。</li> </ul>
3 検討の視点と整備に際しての基本的な考え方(案)	<p><b>1 各相談部門における支援情報の共有</b></p> <p>支援情報の共有による支援の充実，切れ目のない支援を行うためには，各施設において事務を行う職員が情報の共有を行いやすい施設整備と連携体制の構築が必要</p> <p style="text-align: center;"></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 連携する各部署の連絡が取りやすい諸室配置，動線の設定が必要</li> <li>(2) 部署間，職員間の情報共有のための工夫が必要</li> <li>(3) 各相談部門の支援情報について責任をもって集約する部署が必要</li> </ul> <p><b>○ 考えられる方策</b></p> <p><b>ア 事務室の統合・一体的な利用による3施設の密接な連携</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各階の利用者動線となる廊下を例えば「ロ」の字型に配置するなど回遊性のあるものとし，職員の事務スペースをその中に，すなわちフロアの中央部に一室で配置することで，互いの顔が見え，声が届く範囲で，個々の相談に一丸となって対応できるようにする。</li> <li>・連携する部署を，各階において近接して配置する。上下階となるものについても職員専用の内部階段でつなぐことで，階をまたいでも密接な連携が行いやすくなる。</li> </ul> <p><b>イ 部署間，職員間での情報共有が行われやすくする工夫</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事務室や廊下等の開放スペース，各階をつなぐスペースなどに，打ち合わせ机やカンファレンス室を分散して配置する。部署を超えて，職員同士が，いつでも気軽に相談し，協議しやすい環境を整える。</li> </ul>

	<p><b>ウ 総合相談窓口における連携・調整機能の発揮</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重複障害のある方への支援，障害児施策から障害者施策への切れ目のない支援については，総合相談窓口が連携，調整機能を発揮し，各種サービスにつなげていく。</li> </ul> <p><b>2 児童分野と精神保健福祉分野の密なる連携の構築</b></p> <p><b>○ 考えられる方策</b></p> <p><b>ア 新施設における一体化効果の発揮</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童分野と精神保健福祉分野の連携については，総合相談窓口による連携調整機能の活用により，密なる連携の効果を発揮する。</li> </ul> <p><b>イ 定例の協議の場の設置</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記に加え，総合相談窓口と児童分野，精神保健福祉分野の担当職員が直接協議する場を定例的に設置する。</li> </ul>
4 参 考	

## 意見聴取シート

### No. 4

1 項 目	<b>3施設の診療部門の一体的な運営</b>
2 目 的	<p>(基本構想から)</p> <p>○ 地域リハビリテーション推進センター，こころの健康増進センター，児童福祉センターの診療部門を一体的に運営することで，ケースカンファレンスや診療外の時間における情報の共有はもとより，それぞれのノウハウや経験を活かした，専門的かつ効果的な診療体制を構築し，課題となっている児童精神科の発達障害診断までの期間の短縮等にも寄与する。</p> <p>なお，診療のあり方については，一体化の運営だけでは解決が難しいことから，相談から診療に至るまでの流れについては，別途見直しを検討する。</p>
3 検討の視点と整備に際しての基本的な考え方(案)	<p style="text-align: center;"><b>3施設の診療部門の一体的な運営</b></p> <p>○ 考えられる方策</p> <p>ア 新施設における一体化効果の発揮</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 診療部門間の連携については，総合相談窓口による連携調整機能の活用により，必要な連携効果を発揮する。</li> </ul> <p>イ 3施設の診療部門の一体的な運営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 診療部門を同一フロア又は上下階の内部連携が取りやすい場所に配置する。</li> <li>・ 診察室や各種検査室，カルテ室は，法による規制やプライバシーへの配慮による制約を踏まえたうえで，できる限り共用化する。</li> <li>・ 医師等の待機室は，できる限り集約する。</li> </ul>
4 参 考	



意見聴取シート

No. 5

1 項 目	地域において誰もが生活しやすい社会を目指す地域支援力の推進
2 目 的	<p>(基本構想から)</p> <p>○ 各分野でそれぞれが培ってきた専門性，支援のノウハウを集結する，地域連携推進室（仮称）に以下の2つのチームを設置するなど，地域において誰もが生活しやすい社会を目指す地域支援力の向上を目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域力向上チーム           <p>障害福祉サービス事業所等，地域の福祉系施設における専門性や支援のノウハウを蓄積する能力の高い人材育成をはじめ，「精神障害」「高次脳機能障害」「発達障害」等，外見ではわかりにくい障害の理解を深める研修等に取り組むチーム</p> </li> <li>・区役所サポートチーム           <p>市民に身近な相談窓口の第一線である区役所において解決困難な複合的課題を抱える事例等に対し，専門的観点からのバックアップ，フォロー（同行含む）を行うチーム</p> </li> </ul> <p>○ 児童福祉法や精神保健福祉法の改正等に対しては，国における検討状況等を踏まえて，区役所等との業務を整理するとともに，必要な人員体制等の整備を図る。また，3施設一体化後の必要な役割を果たす。</p>
3 検討の視点と整備に際しての基本的な考え方（案）	<p><b>地域連携推進室（仮称）の設置</b></p> <p>○ 考えられる方策</p> <p>(1) 地域力向上チームの設置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本構想に記載する研修等に取り組むため，研修ゾーンを配置する。</li> <li>・研修等の実施は，総合相談窓口が，「情報の発信拠点」として，また，「情報の受診拠点」（いずれも意見聴取シートNo.2を参照）として蓄積した情報を積極的に活用する。</li> <li>・事例に即した部署の職員により構成する「地域力向上チーム」が実施に当たる。</li> </ul> <p>○ 考えられる方策</p> <p>(2) 区役所サポートチーム</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本構想に記載するバックアップ，フォローについて，職員研修等に備え，研修ゾーンを配置する。</li> <li>・各種バックアップ，フォローの実施は，総合相談窓口が，「情報の発信拠点」として，また，「情報の受診拠点」として蓄積した情報を積極的に活用する。</li> <li>・事例に即した部署の職員により構成する「区役所サポートチーム」が実施に当たる。</li> </ul>

	<p>(児童福祉法，精神保健福祉法の改正に対応するための区役所等を含めた業務の整理，人員体制等の整備に関しては，「取組方向」，「基本構想」，今後，本有識者ヒアリング等を踏まえて作成することとなる「基本計画」を踏まえ，3施設一体化後に必要な役割が果たせるよう，本市において引続き検討を行います。)</p>
4 参 考	

## 意見聴取シート

### No. 6

1 項 目	利用者のプライバシーへの配慮，ユニバーサルデザインを踏まえた施設設計
2 目 的	<p>(基本構想から)</p> <p>○ 利用者の入口や窓口等，プライバシーに配慮する工夫も行い，ユニバーサルデザインを踏まえた施設設計を行う等，誰もが安心して利用できる施設とする。</p>
3 検討の視点と整備に際しての基本的な考え方(案)	<p><b>1 利用者のプライバシーへの配慮</b>          プライバシーに配慮する工夫については，入口や窓口だけでなく，個別サービスの提供場所のゾーニング配置に配慮が必要          (入口や窓口等については，意見聴取シートNo.2において検討)</p> <p style="text-align: center;"></p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <p>○ <b>考えられる方策</b></p> <p><b>ア 交流・共用スペースから個別スペースへの段階的な流れの構築</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建物正面の開かれたエントランスから，建物の奥へ行くにしたがい，プライバシーやセキュリティーが確保された個別のスペースへと，利用者及び諸室の特性に合わせた段階的なゾーニング配置を行う。</li> </ul> <p><b>イ サービスエントランスにおけるプライバシー配慮</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「サービスエントランス」については，周囲からの視線のカットや，担当部署直通のアクセスルートの確保を行う。</li> </ul> <p><b>ウ 各部署への専用の待合の配置</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各部署には，個別の相談窓口を設けるだけでなく，異なる目的の利用者が交錯しないよう，必要に応じて，専用の待合を配置する。</li> </ul> <p><b>エ プライバシーに配慮しつつ，開かれた施設づくりを行う工夫</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・諸室の用途に合わせて，廊下との間にブラインド内蔵の間仕切りガラスなどを採用し，利用していないときの開放性を確保する。これから部屋を利用する方に対して不安や不信感を抱かせないようにする。また，必要に応じ，利用状況を外から確認できるようにする。</li> </ul> </div> <p><b>2 ユニバーサルデザインを踏まえた施設設計</b>          施設整備に当たっては，平成28年4月に施行された障害者差別解消法に基づく社会的障壁を除去するための合理的配慮並びに京都市みやこユニバーサルデザイン推進条例及び同指針(「下記4 参考」を参照)を踏まえたものとする。</p> <p style="text-align: center;"></p> <p>(1) 様々な障害，幅広い年齢層，障害のある方もない方も利用しやす</p>

いことが必要

- (2) 障害や年齢により利用方法が異なる設備については、利用の選択ができることが必要
- (3) 利用者の心に寄り添うやさしい空間づくりが必要
- (4) 災害時への備えなど、利用者が安心できる安全対策が必要



○ **考えられる方策**

**ア 廊下、諸室、建具等における必要な幅の確保**

- ・様々な障害に関わらず、廊下、諸室等を誰もが利用できるよう、施設、設備には必要な幅を設ける。
- ・通常の車椅子だけでなく、大型の電動車椅子等もスムーズに利用できるようにする。
- ・エントランスには、どの方向からも乗車、下車が可能な幅を有した屋根付きの車寄せを設置し、雨の日でも濡れることなく、施設へ入ることができるようにする。

**イ 多様な施設内表示など**

- ・施設内の表示（サイン）は、絵や色（カラーユニバーサルデザイン）、形を工夫した視覚的にわかりやすい表示とする。
- ・点字表記や多国籍表示を併記する。
- ・エントランス部や階段の端部、部門間の境界など、特に注意喚起が必要な部分には、視覚障害のある方に注意を促すセンサー式チャイムや音声案内を設置する。
- ・障害福祉コンシェルジュには手話通訳ができる者を配置する。また、要約筆記が適切に受けられる体制を確保する。

**ウ 手すりの設置や段差の解消、滑りにくい床、引き戸などの設置**

- ・様々な障害のある方、幅広い年齢層の方が安全で、利用しやすい施設とするよう、階段やエレベーター、床、扉などに手すりや鏡の設置、滑りにくい材質の採用、使いやすい扉等を採用する。

**エ 選択性のある施設づくり**

- ・すべての利用者に対応することが難しい設備等については、選択性のある施設づくりを行う。
- ・例えば、障害や年齢により利用方法が異なるトイレなどは、様々なバリエーションを複数、まとめて配置し、個人の特性に合わせて選択ができるようにする。
- ・手洗い、カウンターなどは、高さ、奥行き異なる複数のタイプを設置し、利用者の特性に合わせるようにする。

**オ 利用者が使用する諸室の工夫**

- ・利用者諸室は、事務室と直結した迅速な対応が可能な部屋と、

	<p>廊下を挟んだ外側（窓側）に明るく落ち着いた部屋を配置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急対応や安全確保のため2方向の出入口を設けた部屋や、重複障害の方の対応のため様々な部署の職員が同時に利用者に接する部屋など、様々な利用者の特性に応じて柔軟に対応できる部屋を設ける。</li> </ul> <p><b>カ 利用者の心に寄り添うやさしい空間</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・壁面アートやカラフルな色彩・かたち・音など、利用者の五感をやさしく刺激する工夫を行う。</li> <li>・おむつ交換室、授乳室は、保護者だけでなく、目が離せない同伴者の兄弟などが一緒に利用することも想定し、適切な広さを確保する。また、ベビーチェア等の必要な設備を設置する。</li> </ul> <p><b>キ 災害時の対応を備え、安心して利用できる施設</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時には、警報などの音声による伝達だけでなく、回転灯や電子表示による聴覚障害者への伝達など、障害特性に合わせた災害発生情報の伝達手法を採用する。</li> <li>・災害時に自力非難が困難な利用者もおられるため、火災を食い止め、消防隊の到着まで待機することができる籠城区画や、屋上を利用した一時退避スペースなどを設け、災害時にすべての利用者が安全に非難できるようにする。</li> <li>・施設には、開かれたエントランス、サービスエントランスなど複数の入口、動線を設定し、分散した避難ができるようにする。</li> </ul>
<p><b>4 参 考</b></p>	<p><b>○ 障害者差別解消法に基づく社会的障壁を除去するための合理的配慮について</b></p> <p>障害者差別解消法が平成28年4月に施行されている。</p> <p>障害者差別解消法は、障害のある人が障害のない人と同じようにサービスの提供などを受けることができるよう、行政や民間事業者が障害を理由に「不当な差別的取扱い」をしないこと、そして、「社会的障壁」（バリア）を取り除くために「合理的配慮を行うことを定めている。</p> <p>合理的配慮とは、個々の場面で、障害がある人から何なんらかの意思表示があった場合に、「社会的障壁」（バリア）を取り除くために必要となる配慮のことをいう。状況に合わせて、過度の負担にならない範囲で行う。</p> <p><b>○ 京都市みやこユニバーサルデザイン推進指針について</b></p> <p>京都市では、京都の生活文化に新たな視点としてユニバーサルデザインの考え方を採り入れ、だれもがバリアを感じることなく、社会に</p>

参加できる「人にやさしいまち」の実現に向けた取組を更に進めるため、「京都市みやこユニバーサルデザイン推進条例」を制定し、平成17年4月から施行している。

その条例の規定に基づき、ユニバーサルデザインの考え方を採り入れた施策や仕組みづくりを総合的に実施するための方向性を示す「京都市みやこユニバーサルデザイン推進指針」を策定している。

(理念)

- ・一人一人の個性を理解し、尊重すること。
- ・健康の保持増進その他福祉の増進を図ること。
- ・安心して安全な生活を確保すること。
- ・環境に配慮すること。
- ・ユニバーサルデザインの推進に関する国際社会の取組と協調すること。

(ユニバーサルデザイン推進の視点)

- ・すべての人に安全
- ・すべての人に簡単
- ・すべての人に快適
- ・すべての人と状況に最適

## ○ 環境への配慮について

新施設の整備に当たっては、京都市地球温暖化対策条例、京都市役所CO2削減率先実行計画等、本市における環境配慮のための指針を踏まえた環境にやさしい建物を整備していく。

(参照)

### 1 京都市地球温暖化対策条例に基づく義務

- (1) 公共施設の建設及び管理並びに公共事業の実施に伴う地球温暖化対策
- (2) 公共施設への再生可能エネルギー利用設備設置、地域産木材等利用、緑化

### 2 京都市役所CO2削減率先実行計画（抜粋）

#### サ 環境にやさしい公共の整備

本市が整備する公共建築物について、京都市公共建築物低炭素仕様（2011（平成23）年6月改訂）等に基づき、次の事項について、可能な限り率先実行に努め、建築物の低炭素化を進めます。

- 再生可能エネルギー利用設備の導入（自然エネルギーの利用）
- 建築物の木造化・木質化（地域産木材注19の利用）
- 緑化（屋上緑化、壁面緑化、敷地内の緑化）
- 断熱性能・日射遮蔽性能の向上によるエネルギー負荷の低減